

マイナンバー違憲訴訟・東京高裁判決に関する声明

本日、東京高等裁判所第 11 民事部（大竹昭彦裁判長・筒井健夫裁判長代読）は、東京都在住の控訴人（原告）ら 27 名が、マイナンバー制度の利用差止や損害賠償を求めていた「マイナンバー（個人番号）利用差止等請求控訴事件」について、判決を下した。

本訴訟は、2016 年 1 月から、個人番号（マイナンバー）制度の利用が始まったことに対し、同制度は重複しない・悉皆性のある・万人不同の個人番号を用いて個人情報をも寄せし・マッチングしていくものであって、憲法 13 条で保障されたプライバシー権（自己情報コントロール権）や人格権に対する重大な危険性をもたらすものであること、にもかかわらずそれらの危険性を防止するための対策が極めて不十分であることなどを理由として争ってきたものである。

制度運用開始後も、政府は、個人番号と個人番号カード（マイナンバーカード）の利活用拡大に突き進んできた。膨大な税金をつぎ込み、また、番号法上任意取得となっている個人番号カード（マイナンバーカード）に健康保険証機能を付加した「マイナ保険証」の事実上の取得強制まで行ってきた。さらに、昨年の法改正では、プライバシー保障の基本的な対策であった、個人番号の利用分野を、税・社会保障・防災分野に限るという制限すらも撤廃している。これら政府の方針には、プライバシーを保障した上で利便性を追求するという姿勢はうかがえない。それ故、個人番号カードの取得者は 8 割弱もあるのに対し、マイナ保険証の利用率が 5 パーセント以下に低下したままであることに示されるような国民の不信感が蔓延しているのである。

本判決は、このような利活用一本槍とも言える政府の施策に対し、プライバシーや人格権、ひいては民主主義にもたらす悪影響について、憲法の番人たる司法がどのような洞察を加えるかが問われたものであった。

本判決は、第 1 に、昨年 3 月 9 日最高裁判決と同様、憲法 13 条により「個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由」が保障されるとして、「個人に関する情報をみだりに収集若しくは利用され、または第三者に開示若しくは公表されない自由」を認めた一審判決より後退している。これは、データの利活用が高度に進んだ現代社会においては、個人番号の利活用が進むならば、名寄せ・突合（データマッチング）やプ

ロファイリングによりプライバシー等に重大な危険性が発生するという本訴訟の中心的な問題点について、その危険性の本質を看過したものと云わざるを得ない。第2に、本判決は、「開示または公表されない自由」の侵害があるか否かという観点からのみ、控訴人らの挙げた数々の問題点を検討し、かつ、その危険性を極めて甘く評価した上で、「特定個人情報の漏えいや目的外利用等がなされる危険性は極めて低い」等と結論づけているものである。昨年大きな問題となった誤りも付けや漏えい等の事故と同様の事故が多発していたことも過小評価した上、「法制度上の仕組み又はシステム技術上の措置に不備があったことにより生じたものであるとは認めがたい」と結論づけている。第3に、このような危険性を防止する制度等について、他の判例のように、形式的に様々な制度が存することを指摘することで「具体的危険性」が認められないと認定している。

現在、政府はさらに一段とマイナンバー制度の無原則的とも言える利用拡大を進めようとしている。このまま進められれば、近い将来の全国民及び外国人住民のプライバシーや人格権は危険にさらされ、ひいてはプライバシーが保障されることにより保障される自律した個人を前提とした民主主義社会の前提をも掘り崩すことにもなりかねない。

弁護団は、控訴人（原告）の方々の意向を受け、最高裁でさらにその問題性について訴えてゆくものである。

以上

2024年3月25日

マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団

（連絡先 東京合同法律事務所

電話 03-3586-3651）